

## 第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[\*]

学部・研究科等名称	URL
淑徳大学・各学科・各研究科の三つの方針一覧	<a href="https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/">https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/</a>
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

[専門職大学、専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数[\*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実習科目	
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*]

学期制区分	各学期の授業週数	1コマあたりの授業時間	URL・印刷物の名称
4学期制	8週	90分	地域創生学部履修規程 地域創生学科 授業・カリキュラム <a href="https://www.shukutoku.ac.jp/academics/tiiki/tiiki/curriculum.html">https://www.shukutoku.ac.jp/academics/tiiki/tiiki/curriculum.html</a>

備考：前回評価以降の変更点は、地域創生学部のみ4学期制の導入

単位設定

授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程(条項)	URL・印刷物の名称
例) 講義(工学部)	例) XX 時間(YY 時間)	学則第〇条第〇項	<a href="http://*****">http://*****</a>

備考：前回評価から変更がないため省略

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単 位の上限値	期間	成績優 秀者へ の緩和	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
総合福祉学部 コミュニティ政策学 部	18単位	各学期	○	(1)GPAが、3.5以上の場合、総合福祉学部及びコミュニティ政策学部各学科履修規程第4条第4項の ために、4単位加えて履修登録することができる。 (2)GPAが、3.0以上3.5未満の場合、総合福祉学部 及びコミュニティ政策学部各学科履修規程第4条 第4項のために、2単位加えて履修登録することが できる。(3)休学等により直前の学期のGPAがな い場合は、原則として直近のGPAを適用する。	○
総合福祉学部 コミュニティ政策学 部	36単位	1年間	○	(1)GPAが、3.5以上の場合、総合福祉学部及びコミュニティ政策学部各学科履修規程第4条第4項の ために、4単位加えて履修登録することができる。 (2)GPAが、3.0以上3.5未満の場合、総合福祉学部 及びコミュニティ政策学部各学科履修規程第4条 第4項のために、2単位加えて履修登録することが できる。(3)休学等により直前の学期のGPAがな い場合は、原則として直近のGPAを適用する。	○
看護栄養学部	18単位	各学期	○	(1)GPAが、3.5以上の場合、履修規程第8条第1項 のために、4単位加えて履修登録することができ る。(2)GPAが、3.0以上3.5未満の場合、履修規 程第8条第1項のために、2単位加えて履修登録す ることができる。(3)休学等により直前の学期の GPAがない場合は、原則として直近のGPAを適用す る。	○
看護栄養学部	36単位	1年間	○	(1)GPAが、3.5以上の場合、履修規程第8条第1項 のために、4単位加えて履修登録することができ る。(2)GPAが、3.0以上3.5未満の場合、履修規 程第8条第1項のために、2単位加えて履修登録す ることができる。(3)休学等により直前の学期の GPAがない場合は、原則として直近のGPAを適用す る。	○
教育学部	36単位	1年間	○	直前の学期のGPAが3.50以上の場合、履修登録 上限単位数は22単位、3.00~3.49の場合は20単 位	
地域創生学部	36単位	1年間	○	直前の学期でGPAが3.0以上3.5未満の者は学期 での上限を20単位、GPAが3.5以上の者は学期で の上限を22単位とすることができる。休学等によ り前学期のGPAがない場合は、原則として前々学 期以前の直近のGPAを適用する。	○
人文学部	36単位	1年間	○	直前の学期でGPAが3.0以上3.5未満の者は、上 限を20単位、GPAが3.5以上の者は、上限を22単 位まで緩和することができる。休学等により前学 期のGPAがない場合は、原則として前々学期以前 の直近のGPAを適用する	
経営学部	36単位	1年間	○	直前の学期でGPAが3.0以上3.5未満の者は、 学期での上限を20単位、GPAが3.5以上の者は学 期での上限を22単位とすることができる	○
備考：					

※関係法令：大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第22条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場

淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第27条の2第2項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科は学位課程別）	卒業・修了要件単位数	既修得等（注）の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
総合福祉学部	124 単位	60 単位	学則第 57 条、30 条、履修の手引（千葉キャンパス）P.9
コミュニティ政策学部	124 単位	60 単位	学則第 73 条、30 条、履修の手引（千葉キャンパス）P.9
看護栄養学部	124 単位	60 単位	学則第 68 条、30 条、学生便覧（看護栄養学部）p.49, p.65
教育学部	124 単位	60 単位	学則第 81 条、30 条、学生便覧（教育学部）P.34, 54
地域創生学部	124 単位	60 単位	学則第 93 条、30 条、学生便覧（地域創生学部）P.34, 90
経営学部	124 単位	60 単位	学則第 77 条、30 条、学生便覧（経営学部）P.24, 42, 56
人文学部	124 単位	60 単位	学則第 88 条、30 条、学生便覧 P24, 72, 88, 101
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程	32 単位	10 単位	大学院学則第 14 条別表(1)-1・A、19 条 2 項、25 条
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程	24 単位	0 単位	大学院学則第 14 条別表(1)-2・A、25 条の 2
総合福祉研究科 心理学専攻 修士課程	30 単位	10 単位	大学院学則第 14 条別表(1)-1・B、19 条 2 項、25 条
看護学研究科 看護学専攻 修士課程	30 単位	10 単位	大学院学則第 14 条別表(1)-1・C、19 条 2 項、25 条
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、

専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、

大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、

専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*]

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程	変更なし	変更なし
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程	変更なし	変更なし
総合福祉研究科 心理学専攻 修士課程	変更なし	変更なし
看護学研究科 看護学専攻 修士課程	変更なし	変更なし
備考：前回評価から変更なし		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*]

研究科等名称 (学位課程別)	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程	変更なし	変更なし
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程	変更なし	変更なし
総合福祉研究科 心理学専攻 修士課程	変更なし	変更なし
看護学研究科 看護学専攻 修士課程	変更なし	変更なし
備考：前回評価から変更なし		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

注 1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注 2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

学位授与方針に示した学修成果の測定方法[\*]

学部・研究科等名称	学修成果の測定方法	根拠資料
例) グローバル学部	例) 例年、GPAのほか、TOEIC®のスコア、卒業生アンケートの状況を、推移を含めて確認している。	例) アセスメントプラン、2023年度の学修成果の測定結果について
総合福祉学部	毎年度、全学生を対象とした「学修行動等調査」及び卒業生を対象とした「卒業時調査」を実施し、学生回答結果を学長室 IR 担当・高等教育研究開発センター担当にて集計を行い、大学ホームページ上へ情報公開している。  特に「学修行動等調査」の結果について、教務委員会内にて確認を行い、開講科目の見直しや履修推奨科目の検討材料としている。	・学修行動等調査 ・卒業時調査
コミュニティ政策学部	毎年度、全学生を対象とした「学修行動等調査」及び卒業生を対象とした「卒業時調査」を実施し、学生回答結果を学長室 IR 担当・高等教育研究開発センター担当にて集計を行い、大学ホームページ上へ情報公開している。  特に「学修行動等調査」の結果について、教学委員会内にて確認を行い、開講科目の見直しや履修推奨科目の検討材料としている。	・学修行動等調査 ・卒業時調査
看護栄養学部	ルーブリックの電子化と活用によって、学生は、1年次から経時的に評価し、その変化がグラフ化されて視覚的に確認できるようになっている。 また、学生が自分自身のパフォーマンスをどのように評価しているかを知ることができ、適切な指導につなげている他、学生自身も成長や停滞を見てわかり、目標設定や評価につなげることができている。  学修行動等調査を毎年実施しており、その結果をもとに分科会 FD を実施し、教員間で、学生の学習時間の推移などを確認している。	・ルーブリック ・学修行動等調査 ・卒業時調査
教育学部	一定の評価を得て卒業に必要な単位取得ができていることは累積 GPA によっても示される。 卒業研究については担当教員の評価に加えて、発表会において複数教員によるルーブリックを用いた評価もなされている。	・ルーブリック ・学修行動等調査 ・卒業時調査
地域創生学部	学位授与方針に示した学修成果の測定方法として地域創生学部では、学生の学修成果を量と質の両方から把握するような仕組みを導入する。具体的には、学生の講義における成績評価、学修ルーブリック	・ルーブリック ・学修行動等調査 ・卒業時調査

淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

	クそして卒業アセスメントテストを導入し実施する予定である。	
経営学部	卒業論文執筆ルーブリックを導入している。他科目へもルーブリック活用の推進し、教育力向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルーブリック</li> <li>・学修行動等調査</li> <li>・卒業時調査</li> </ul>
人文学部	卒業年次生については、卒業論文・卒業研究に関するルーブリックを導入し、各学科内共通の基準として定着化できている。 卒業論文・卒業研究以外のルーブリックについては、これまでの効果を検証し、リフレクションを着実に実施するため、学科毎およびコース毎のルーブリックを検討し、授業計画に反映させていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルーブリック</li> <li>・学修行動等調査</li> <li>・卒業時調査</li> </ul>
総合福祉研究科	ルーブリックによる学修成果の確認に加え、修了時に「修士課程修了認定・学位授与方針に照らした自己評価票」を実施し、学位授与方針に対する成果を把握している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルーブリック</li> <li>・修士課程修了認定・学位授与方針に照らした自己評価票</li> </ul>
看護学研究科	リサーチルーブリックを導入しており、修士論文提出に向けて振り返りと評価を行っている。また、看護学特別研究経過報告書を活用し指導教員および研究科長ともに研究経過の把握を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサーチルーブリック</li> <li>・看護学特別研究経過報告書</li> </ul>
全学的な取組（高等教育研究開発センター）	各学部でどのようなアセスメントが実施されているかを整理し、2025年度に向けてアセスメントプランの見直しを実施。2024年度には一部学部で試行的な実施を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントプラン</li> </ul>
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
全学部、全研究科	毎年度、大学自己点検・評価委員会、外部評価委員会にて点検・評価活動を実施  2022年度より学生参画スタッフによる評価活動を開始	淑徳大学年報 <a href="https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/nenpou.html">https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/nenpou.html</a>  外部評価委員会実績・学生参画スタッフ活動実績 <a href="https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/">https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/</a>
備考：		

## 第4章 教育・学習（本文）

評価：A

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

達成すべき学修成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・4-101：学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学修成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学修成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・4-102：上記の学修成果は授与する学位にふさわしいか。

#### 評価の視点：4-101

大学及び各学位プログラムで三つの方針を策定し、ディプロマ・ポリシー（DP）やカリキュラムマップにおいて、学生が修得すべき知識、技能、態度の学修成果を明確にしている。それらに基づき、学修成果を達成するために必要なカリキュラム・ポリシー（CP）を策定し、各学科、各専攻とも、大学ホームページ並びに「学生便覧」「履修の手引」ないしは「大学院要項」にそれらを公表している（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、【基本情報一覧】【ウェブ】教育情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況）、4-1）。「卒業認定・学位授与の方針」において、大学および各学科、研究科で【1 社会の構成員としての基本的知識・技能・態度】【2 専門教育分野・各分野における知識・技能・態度】を定めており、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学修成果を明らかにしている。「教育課程の編成・実施方針」において、大学および各学科、研究科で【1 教育課程の編成・教育内容】【2 教育方法】【3 教育評価】を定めており、学修成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしている。

#### 評価の視点：4-102

上記の学修成果は、授与する学位にふさわしいと、いずれの学科、専攻とも評価している。学位にふさわしい科目を配置し、それらはカリキュラム表及び履修体系図に明示されており、更に、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーにもその旨が記されている。これらの情報を「学生便覧」「履修の手引」ないしは「大学院要項」に明示している（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、4-1）。

#### 評価項目②

学修成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・4-201：学修成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
  - ※ 具体的な例
    - ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
    - ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
    - ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
    - ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

### 評価の視点：4-201

いずれの学科、専攻とも、学修成果の達成につながるよう、「教育課程の編成・実施方針」に沿って授業科目を開講し、教育課程を体系的に編成し、専門分野の学問体系等に合った授業科目を開講していると評価している。各授業科目の位置づけについては、カリキュラム表に記載の科目群配置で確認できるほか、各科目のシラバスで、「ディプロマ・ポリシーとの関連性」ならびに「到達目標」を明記している（根拠資料 4-2、4-3）。主要授業科目については、2025（令和 7）年の改正後設置基準への対応を目途に、大学の方針に照らし合わせ、各学科で学位のレベルと分野に応じて必要な授業科目を選定し、各学位プログラムの根幹を形成するものとして設定されている（根拠資料 2-11、4-4、4-5、4-6）。

シラバスは大学でのシラバスチェック項目の精査、学部における入念なシラバスチェックがなされたうえで公表されている（根拠資料 4-7）。学習の順次性については、それぞれの学問体系に基づき、基礎となる科目は初年度に、応用となる科目は学年が上がってからの配置にしており、それは履修体系図や履修モデルで学生が確認できるようにしているなど、可視化もされている。学生の学習時間の確保について、大学のルールとして履修上限単位数を設けており、実際の授業時間と事前・事後学習の時間をシラバスに明記し、計画的な学習が進められるよう学習時間の確保に努めている（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、【基本情報】履修登録単位数の上限設定、2-11、4-1、4-3、4-8、4-9）。

また、免許・資格に関わる学科においては、関連省庁が定める免許・資格取得に必要な科目を配置している。社会福祉学科では、国が定める社会福祉専門職国家資格の科目を配置している。教育福祉学科では、教職課程科目や保育士科目などの学校教育や児童福祉、健康教育に係る免許・資格の科目を配置していることから、専門分野の学問体系等に合った授業科目を開講している。心理学専攻では、主に国が定める公認心理師国家資格の科目を配置していること、さら臨床心理士の科目と研究方法及び研究指導の科目を配置していることから、専門分野の修士課程の学問体系等に合った授業科目を開講しているといえる。看護学科及び栄養学科では、国家資格に必要な科目の他に、現代社会において看護学及び栄養学に要請される多職種と協働しうる基礎的知識・技能の修得を教育内容とする科目を配置しており、学習の順次性を踏まえ、科目間の連携を図った編成となっている。こども教育学科では、専門科目においては、教職課程コアカリキュラムと保育士養成課程を構成する科目双方の要求事項を満たすように、教育課程の編成を行い、順次性・体系性を備えた履修体系図・履修モデル・シラバスを作成している。

学科や専攻に特徴的な事項としては次のようなものがある。コミュニティ政策学科では、実践科目として、コミュニティ政策に対する興味や関心を高めるための動機づけとサービスラーニングによる事例理解を図る科目が配置されている。地域創生学科では、学習内容の定着化を図るため、少数の科目を短期集中的に学ぶことが出来るよう、クォーター制を導入した（根拠資料【基本情報】授業期間及び単位計算）。

**評価項目③**

課程修了時に求められる学修成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。  
また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

・4-301：授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学修成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

\*2023年度外部評価結果への対応：①数理・データサイエンス・AI教育プログラムの履修者数

・4-302：ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

\*淑徳大学評価の視点：上記の視点に加え、遠隔授業を実施していない場合は、2020年度以降の遠隔授業実施による効果的な授業となる工夫など

・4-303：授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。

・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。

・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。

・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

\*淑徳大学評価の視点：上記の視点に加え、単位の実質化を図る措置は具体的にどのようなことを実施しているか

**評価の視点：4-301（外①）**

各学科、各専攻とも、授業形態、授業方法が学科・専攻の教育研究上の目的や課程修了時に求める学修成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待される効果が得られていると評価している。各学科とも、「卒業時調査」により、基礎教育科目と専門教育科目での学びの到達度をはかることができる。その結果から、全学科とも、概ね、学修成果が得られているものと評価できる（根拠資料 4-10【ウェブ】、4-11【ウェブ】）。例えば、2023年度卒業時調査によれば、基礎教育について「ある程度満足」もしくは「満足」と答えた学生は 96.4%、また、専門教育については 96.5%が「ある程度満足」もしくは「満足」と答えていた。更に、「人間の文化、社会や自然の知識」の変化については、95.7%が「あてはまる」もしくは「どちらかといえばあてはまる」と回答していた。同様に、「データ・情報の収集・分析・表現力」については 95.9%が、「社会の一員の意識と関与」については 94.8%が、「学んだ知識・経験を統合活用」については 97.9%が、「専門分野に関する知識」については 97.5%が、「問題発見・解決力」については 95.8%が、「自ら学び続ける習慣」については 94.7%が「あてはまる」もしくは「どちらかといえばあてはまる」と回答していた。

なお、淑徳大学「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に定めるように、「情報リテラシー」及び「データリテラシー」の修得を通じて、情報収集や分析・整理の能力を育成することを目的とし、2023（令和 5）年度より「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」を策定、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育

プログラム」認定制度（リテラシーレベル）の認定を受けている。2023（令和 5）年度外部評価委員会課題①として、このプログラムの履修者数が少ないことが指摘された。原因の一つとして、本プログラムにおける学生への周知が行き届いておらず、情報発信の必要性を課題として認識している。そのため、新入生向けのセミナーで本プログラムの説明を行った。一方で、本プログラムの修了条件に必要な科目が履修上限制度や必修科目との兼ね合いにより履修が難しい学生がいるため、今後も全学的な調整を行っていく（①）（根拠資料 1-4、1-5、1-6）。

#### 評価の視点：4-302

大学教育課程編成委員会並びに高等教育研究開発センターが中心となり、ICTを利用した遠隔授業の実施に向けて、学則変更の対応や教室環境と規程の整備、「遠隔授業のガイドライン」の作成や対象科目の検討を進められている（根拠資料 4-12）。学則第 30 条の 5 に遠隔授業を定め、「本学が教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で学生に授業科目を履修させることができる」としている（根拠資料【基本情報】淑徳大学学則）。2024（令和 6）年 4 月より「多様なメディアを高度に利用した授業に関する規程」を新設し、各学部で遠隔授業の開講科目の精査を実施しているが、教育的な効果や科目の適切性について、今後継続的な点検・評価が必要である。2024（令和 6）年度の授業アンケートでは、対面授業と遠隔授業で区分が分かるようにコードで管理し、今後分析可能となる見込みである（根拠資料 2-10、4-13、4-14）。

以上は、全学的な評価であるが、以下に学部、専攻における特徴的な取り組みを取り上げる。

人文学部では、学部の特色を鑑み、「多様なメディアを高度に利用した授業に関する規程」に準じて、遠隔授業の形態のほうが学習効果が期待される科目において、遠隔授業を実施している。主に Google Workspace for Education（有償版ライセンス）を使用し、教育効果が高まるよう、教員・学生に対しマニュアルを作成し ICT 活用支援を行っている（根拠資料 4-15、4-16）。

大学院総合福祉研究科心理学専攻では、専門性の高い教育を受けられるように、一部の科目で部分的に遠隔授業が行われている。また、多様な立場の院生が学修機会を確保できるように、一部の演習も遠隔で行われている。大学院看護学研究科看護学専攻では、2024（令和6）年度より本格的に ICT を利用して同時双方型の遠隔授業と対面授業を組み合わせたハイブリッド型の授業を行っている。大学院生の状況（居住地や勤務の状況等）に合わせ授業に参加することができ、誰もが修学できる環境が整備されている。

#### 評価の視点：4-303

授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行うことはできており、また、それによって学生は意欲的かつ効果的に学習できていると言える。

大学では、新入生に対して英語プレイスメントテストを実施し、入学時の英語力を把握している。その結果を基に、英語教育では習熟度別にクラス分けを行い、個々の学生に適した教育を提供している（根拠資料 4-17、4-18、4-19、4-20）。また、大学教育向上委員会や大学教務委員会が中心となって、シラバスの作成要領の再検討やシラバスチェックの方法を見直し、全科目に対してシラバスチェックを実施している。このような取り組みにより、授業の質の向上を図っている（根拠資料 4-2、4-7）。

また、大学院総合福祉研究科並びに大学院看護学研究科では、各科目のシラバスに評価方法・評価基準を明示すること、またシラバス作成にあたっては第三者チェックが入りその評価方法・評価基準も第三者による確認がされることで成績評価及び単位認定の適切性に向けて組織的な対応を行っている（根拠資料 4-21、4-22）。

学生一人ひとりの学修行動や経験、学修成果を継続的に追跡する「学修行動等調査」を実施し、教育・学修支援の方法や内容を評価し、教育改善に役立てている。また、教員が一人ひとりの担当アドバイザーとなり、履修登録の相談、履修上限緩和に適するかどうかの面談や学修・進路相談など、親身になって効果的な学修指導を行っている（根拠資料 4-23）。さらに、学生生活や健康に関する相談窓口を設け、聴覚や視覚などに障がいを持った学生に対してノートテイクや手話通訳、板書の配慮など多様な学生への対応を行っている（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引）。

各学部では、学生の学修活動や社会活動を奨励し、その成果を共有するための取り組みを行っている。例えば、地域創生学部では「地域創生学生アワード」を実施し、学生の学修成果を表彰することで、学修意欲の向上を図っている（根拠資料 4-24）。また、看護栄養学部では、配慮が必要な学生に対して適切な支援を行い、学習環境の整備に努めている（根拠資料 4-25）。

大学院総合福祉研究科ならびに看護学研究科では、学生に対して、一定の期間を確保して授業の履修計画や学位論文作成に向けた研究計画の指導を院生ごとに実施している。学位論文の執筆には相当数の時間の確保が不可欠であり、効果的な指導体制を取る必要がある。本学では、総合福祉研究科、看護学研究科共に、「大学院要項」のなかで「研究指導スケジュール」を明示し、論文等の作成過程の詳細を周知している。また、研究指導教員の決定の手続きに際し、主研究指導教員の他に、副研究指導教員を定め、複数教員による集団的な指導体制を整えている（根拠資料 4-26、4-27）。論文等の作成過程を、大学院教員全体でサポートするための中間報告会を計画的に開催し、加えて、「教育研究指導計画書」（総合福祉研究科）「研究計画書」（看護学研究科）による研究指導を実施している。

このように、大学全体でシステマティックな方法を開発し、業務の平準化や教育支援の充実を図っている。各学部は、それぞれの特色を生かしつつ、教育の質向上や学生支援に努めており、これらの取り組みが学生の学修成果や進路実現に寄与している。今後も、学生の多様なニーズに応えるために、継続的な見直しや改善を行い、より良い教育環境を提供していくことが求められる。

**評価項目④**

**成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。**

<評価の視点>

- ・4-401：成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・4-402：成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・4-403：既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・4-404：学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・4-405：学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

**評価の視点：4-401**

成績評価及び単位認定については、客観的かつ厳格で、公正、公平に実施するため、以下のよう  
な取り組みを行っており、概ねそれらは達成されている。

それぞれの学部ないしは学科において「履修規程」が定められており、また、各キャンパスで「GPA  
制度に関する規程」「GPA 制度及びそれに関わる履修制限に関する規程」も定められており、それら  
規程に基づき、単位の実質化に資するような履修登録単位数の制限が行われている（根拠資料 4-  
8、4-9）。

すべての科目において、シラバスに「評価方法」と「評価基準」を明示し、それに基づき成績評価を  
行なっている。「評価方法」は「到達目標」と関係している項目であることを踏まえ、試験、レポート、  
課題、授業内小テストをどれくらい重視するか等、何によって評価するかを具体的に記述している。  
授業への出席のみで点数を与える評価は行わず、授業への取り組み姿勢など数値化できない評  
価項目を評価に用いないことを徹底している。「評価基準」については、試験、レポート、課題、授業  
内小テストなどの評価基準比率を記載した上で、成績の定量化を図っている（根拠資料 4-2、4-3）。

また、シラバス作成時、授業の到達目標に応じた、厳格で公正・公平な評価基準をもうけることを  
依頼している。また、GPA 制度に基づき、適切な成績評価と単位認定をおこなっている。なお、大学設  
置基準第 27 条の 2 の規定に基づき、成績優秀者に対して履修上限緩和をしており、各学期 GPA が  
3.0 以上の学生を抽出、規程に定められた構成員にて審議し、成績優秀者の選定を実施している  
（根拠資料 4-9、4-28）。

以上のように、各規程に則り、適切な運用がなされているが、GPA についての規程は、各学部にお  
いて規定されていることから、今後全学としての一元化が必要である。

なお、2023（令和 5）年度の全学共通基礎教育科目（S-BASIC）の導入に伴い、成績評価及び単  
位認定の教育システムの変更が以下のような過程で実行された。2022（令和 4）年 3 月の学部長  
会議で「令和 5 年度以降の教育システムについての意見交換会」が案内され、CAP 制度や再試験  
などの各キャンパスからの状況などを踏まえ意見交換が行われた。2022（令和 4）年 7 月の学部長  
会議で学長より「令和 5 年度以降の教育システムについて」が発信され、大学教務委員会に対し  
て、様々な教育改革の依頼がなされた（根拠資料 4-29）。その一つである単位制度の実質化に向  
けた CAP 制度は、2022（令和 4）年 11 月の教育課程編成委員会において、半期 18 単位の履修モ  
デルが起案された（根拠資料 4-29）。

#### 評価の視点：4-402

成績評価及び単位認定にかかる基準・手続きについては、いずれの学科・専攻とも以下のように、明示している。

各学部、学科においては、入学時に全学生に対して成績評価及び単位認定にかかる基準・手続を掲載した冊子「学生便覧」「履修の手引」を配布している。そこでは1単位45時間の単位制度に基づき、学修時間と単位数の関係を明示している。また、成績優秀な学生に対する上限緩和については、各キャンパスにおける「GPA制度及びそれに関わる履修制限に関する規程」に基づき行っている。履修上限の緩和が当てはまる場合は、アドバイザー教員による追加履修科目の確認、指導（面談）のうえ承認を得たあとで「追加履修申請書」を提出する手続きを踏む必要がある（根拠資料【基本情報一覧】履修登録単位数の上限設定、4-8、4-9、4-30、4-31）。なお、成績評価に関する学生からの問い合わせについては、「学生便覧」「履修の手引」に示されており、2025（令和7）年度に集約された「淑徳大学試験規程」との関連性のなかで、統一の見解を調整する予定である（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、4-32）。また、上述した内容の他、「学生便覧」「履修の手引」に試験の形態、受験時に注意すること（受験資格を含む）、試験にかかわる不正行為と判断されるケース、成績評価（評価点、評価、可否など）、GPA制度等を明示した上で、年度始めのオリエンテーションで説明している（根拠資料4-33）。成績評価の詳細を知りたい場合は、「成績に関する問合せ申請」を学事部に提出することで授業担当教員より成績の詳細の説明を受けることが可能となっている。

大学院では、淑徳大学大学院学則第14条第3節において、成績評価及び単位認定にかかる基準・手続を学生に示している。大学院学則は年度初めに全院生に配布される「大学院要項」に掲載されており、新年度オリエンテーションで説明している。

#### 評価の視点：4-403

既修得単位や実践的な能力を修得している者に対しての単位認定については適切に実施されている。各学科では、他機関の単位修得者、転学部試験合格者、編入学試験合格者の既修単位を読み替える場合には、学則第30条の3及び各学部の「編入学に関する規程」「転学部に関する規程」に基づき、当該科目のシラバスを参考に、教務委員会・教学委員会が中心となって単位の読み替えに対応している（根拠資料【基本情報】淑徳大学学則、4-34、4-35、4-36、4-37）。

大学院の社会福祉学専攻では、他大学の大学院において専門分野における科目を履修した場合、当該大学と本学との協定に基づき単位認定等の対応をしている。また、心理学専攻では、他大学の大学院において修得した単位は、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で本大学院の授業科目および単位数を修得したものと見なすことができる。

#### 評価の視点：4-404

「淑徳大学学位規程」に基づき、各学部教授会と各研究科委員会の議を経て、学長が学位を授与することになっており、学位授与における実施手続及び体制は明確である。「淑徳大学学則」「淑徳大学大学院学則」において、学位授与に関する事項を教授会及び研究科委員会の審議事項に定め、「淑徳大学学位規程」において学位授与に必要な事項を定めている（根拠資料【基本情報】淑徳大学学則、【基本情報】淑徳大学大学院学則、4-38）。

大学院総合福祉研究科では、「淑徳大学大学院学則」第25条で学位授与に関する事項を研究

科委員会の審議事項に定め、さらに「淑徳大学学位規程」で、修士課程修了及び博士課程修了に必要な事項を定めている。いずれの内容についても大学院要項に記載されており、新年度のオリエンテーションにおいて口頭で説明を行っている。修士論文及び博士論文の評価基準については、大学院要項及び大学のホームページに明示している。また、ディプロマ・ポリシーと科目の関連性を、各科目のシラバスに明示している。また、社会福祉学専攻では、新学期ごとにオリエンテーションを開催して、院生らに各学年に応じて学位授与のプロセスを説明している。その際には、「大学院要項」を活用して単位の取得方法、学位論文の申請プロセスなど、スケジュールを示して説明している。大学院研究科における学位論文（修士論文もしくは特定研究課題レポート）の審査基準は、論文提出の資格、提出要領、論文審査と最終試験、及び学位論文等の評価基準を各研究科の大学院要項に明示し学生に公表している。また、提出論文等の審査スケジュールも研究指導スケジュールとして「大学院要項」に明示されている。また、学位論文（博士論文）の審査については、論文提出の資格、提出要領、論文審査と最終試験、及び「学位論文等の評価基準」を「総合福祉研究科大学院要項」に明示し、学生に公表している。また、提出論文等の審査スケジュールは、研究指導スケジュールとして「大学院要項」に明示されている。なお、博士後期課程の学生が学位請求論文を提出する前には、博士候補認定試験を受ける必要があり、これについても「総合福祉研究科大学院要項」に明示している。博士後期課程に在学して単位取得後退学し、その後再入学をして学位論文審査を希望する場合の手続きは、「課程博士学位請求論文の提出、審査、在学期間の延長等に関する規程」として定め、「総合福祉研究科大学院要項」に明示し学生に公表している。なお、課程を経ない場合の論文提出には予備審査制度が適用されるが、その詳細な手続き及びスケジュールについても、「大学院要項」に明示されている。大学院研究科における学位申請論文の審査は、「淑徳大学学位規程」第4条の2により、主査1名、副査2名としており、さらに博士論文審査の場合は外部審査委員を委嘱し、4名体制で行っている（根拠資料 4-39）。

また、大学院看護学研究科では、学位論文の評価項目12項目・評価基準、口述試験の評価項目3項目・評価基準を明示している。学位授与の要件は「淑徳大学大学院学則」第25条に定められている。学位論文審査にあたっては、3人（主査1名、副査2名）の審査委員によって口述試験を含め総合的に行われる。審査結果は、審査委員から論文内容・審査結果・口述試験結果の要旨と、学位を授与することの可否について意見を添え、研究科長に報告し、研究科委員会の議により学位授与を認定し、学長が学位記を授与する体制を取っている（根拠資料 4-40）。

#### 評価の視点：4-405

全学科、全専攻とも、学位授与方針に即して、適切に学位を授与している。

先述したように（評価の視点：4-404）、学部においては、「淑徳大学学則」第15条にて、学位授与に関する事項を教授会の審議事項に定めている。また、「ディプロマ・ポリシーと科目の関連性」をシラバスに明示し、履修体系図には各学科の科目区分と関連付けた「学習目標」「到達目標」が定められており、これらの科目の単位修得によって、ディプロマ・ポリシーの達成を保証する体系的な仕組みとなっている。なお、2025（令和7）年度の基幹教員制度の適用に合わせて、現在、大学としての主要授業科目の方針を定め、各学科の主要授業科目の検討を進めている。

大学院については、「淑徳大学大学院学則」第25条にて、学位授与に関する事項を踏まえ、研究科委員会にて学位授与についての審議のうえ、適切に学位授与を行っている。

**評価項目⑤**

学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・4-501：学修成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ＊淑徳大学評価の視点：上記の視点に加え、演習・実習などの講義以外の授業方法において、学修成果の把握・評価をどのように行っているか（複数教員での客観的評価等）
- ・4-502：学修成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学修成果に照らして適切なものか。
- ・4-503：指標や方法を適切に用いて学修成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

**評価の視点：4-501**

学修成果を把握・評価する目的や指標、方法等については、「学士カールブリック」を「学生便覧」「履修の手引」に掲載することで学生に周知している（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、【基本情報一覧】学位授与方針に示した学修成果の測定方法）。ルーブリックは、各学科の特性に応じて作られており、例えば、社会福祉学科では、実習科目に関する「社会福祉学科教室外プログラム（共通）ルーブリック」を考案・活用し、学生の学習効果の把握に努めている。また教育福祉学科では、保育実習・教育実習・教職実践演習においては、「実習ルーブリック」を作成し、保育・教職における学生の学習効果の把握を実施している。更に、4年間の在学期間を通して、教職履修カルテにあたる「教育福祉学科学生ポートフォリオ」を活用し、学期ごとに学生とアドバイザーが面談の中で、学修成果の確認、把握を行っている（根拠資料 4-41、4-42）。実践心理学科では、演習科目の一つである「心理学調査実習」については、「心理学調査実習のルーブリック」を作成し、心理学研究の主要な方法についての習熟度を学生・教員相互で確認している。コミュニティ政策学科では、実践科目について、年度末に実践科目成果報告会を開催、また「サービスラーニングセンター年報」を作成して、学科の全専任教員が学修成果を確認している。看護学科および栄養学科では、独自の実習ルーブリック、コモルルーブリックを作成し活用している。また、卒業後にカリキュラムアンケートや学生が就職した施設のスタッフを対象としたアンケートを実施している。こども教育学科では、毎年1回、履修指導の際、履修カルテの確認がアドバイザーによってなされている。卒業研究においては、卒業研究発表会を実施し、複数教員による発表内容の客観的評価を「卒業研究ルーブリック」に基づき、行っている。地域創生学科では、本学の学習管理システム（LMS）S-Navi メニューの「マイステップフォロー」にて地域創生学部ルーブリックに基づく学生の学修成果の把握を実施している。経営学部の卒業研究においては、最終発表会を複数ゼミにより合同で実施し、複数教員による発表内容の客観的評価を「コモルルーブリック（プレゼンテーション）」に基づき、行っている。なお、同ルーブリックについては、学生に共有する等の授業内での活用が推奨されている（根拠資料 4-41）。

また、FD研修等で各学部の学修成果の優良事例の共有化を行い、2025（令和7）年度に向けて、高等教育研究開発センターにて「アセスメントプラン」の見直しが行われている。加えてディプロマサプリメントについては、一部学部で実施しており、今後全学での展開を想定し、BI ツールの Tableau（タブロー）を活用した方法を検討している。

大学院の各専攻では、「学修成果の把握・評価」については、「修士カールブリック」「修士課程修了認定・学位授与方針に照らした自己評価シート」を活用している（根拠資料 4-1）。大学院の研究指導演習の単位認定のための修士論文の評価基準は、大学院要項に明示されている。また、

心理学専攻では、心理学の単位認定は、修論発表会後の心理学専攻での審議を経て行われる。大学院看護学研究科では、学修成果を把握する方法として、研究科独自の看護学特別研究経過報告書を作成し、研究の進行状況や発表会等での学びや課題の確認を行い、研究の途上における学修成果を把握し、研究指導に活用している。また修士論文評価基準に照らした「リサーチルーブリック」を作成し、研究指導に活用している。さらに修了時には、修了認定と学位授与方針に照らした自己評価表を用いて学修成果の評価を実施し、教育の改善につなげている。

#### 評価の視点：4-502

学修成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学修成果に照らして適切なものとなるよう、以下のような取り組みを行っている。既に上に述べたように（評価の視点 4-501）、本学の「アセスメントポリシー」および「アセスメントプラン」は、2013（平成 25）年に策定され、高等教育研究開発センター2017（平成 29）年度～2019（平成 31）年度の運営計画には、これらの見直しと学修成果測定の再検討が盛り込まれた（根拠資料 2-13）。2018（平成 30）年度には「アセスメントプランの再構築及び学士カテゴリーブリック、学修行動調査の活用に関する研究開発」プロジェクトにおいて、現行のアセスメントプランに基づくアセスメント活動の現状と課題、およびその解決に向けた提案について整理が行われた。2023（令和 5）年 10 月には「アセスメントプランの再構築に関する事項」について、高等教育研究開発センター担当者チームにより、その時点で大学全体、学部・学科、各授業科目の3つのレベルにおいて実施されているアセスメントが整理され、他大学事例等を踏まえた再構築案が活動報告書にまとめられた。同年 12 月にはパブリック・コメントが募集され、2024（令和 6）年度は「アセスメントプランの再提案」に関する検討を行うなどして、アセスメント活動を全学的に推進していく予定である（根拠資料 4-43、4-44【ウェブ】）。

学士力については、前述の通り、「学士カテゴリーブリック」を用いた自己評価を行っており、学生自身が自らの学修成果を振り返り、自己改善に役立てることができる重要な手段である。このプロセスにより、学生が学位授与方針で求められる知識やスキルを効果的に身に付けているかどうかを自己評価し、教員もそれを確認することが可能である。更に、「学修行動等調査」の設問項目である授業時間外の学修状況や行動に関する調査は、学習の進行状況や学生の成長を間接的に把握している。この調査により、カリキュラムが学位授与方針に基づいて学生の成長を適切にサポートしているかどうかを確認することが可能である。

大学院総合福祉研究科では、前述の通り、「修士カテゴリーブリック」「修士課程 修了認定・学位授与方針に照らした自己評価シート」を活用し、学修成果の多面的な把握、可視化が目指され、学生・教員間で評価基準の共有化がなされている。

大学院看護学研究科では、前述の通り、「リサーチルーブリック」や「看護学特別研究経過報告書」により学修成果の把握・評価がなされている。

以上のことから、学修成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学修成果に照らして適切であると評価できる。

#### 評価の視点：4-503

指標や方法を適切に使い、全学的な取り組みとして「学修行動等調査」「卒業時調査」「卒業後調査」などを実施し、学修成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っている

（根拠資料【基本情報一覧】学位授与方針に示した学修成果の測定方法、4-10【ウェブ】、4-11【ウェブ】、4-45【ウェブ】）。なお、各アセスメントについての具体的な実行計画（実施時期、対象、手法、責任部署、結果の活用など）を策定しており、今後さらなる精緻化を図っていく。「学修ポートフォリオ」や「ディプロマサプリメント」については、「アセスメントプラン」に定めるように大学として設定する目的に加え、キャリア支援などでの活用も想定しており、今後関連部署との検討を行う予定である。

また、このような各学部の学修成果の優良事例を共有し、組織的な対応を促進することを目的として、「各学部の学修成果の把握と可視化」をテーマに大学特別研修会（FD・SD）を実施した（根拠資料 4-46、4-47）。

このように、各学部の文脈や全学的な推進体制を整えながら、組織的な対応が進められてきたが、学修時間の確保については、授業アンケートや「学修行動等調査」を見る限りは、教育方法や各種システムの成果が出ているとはまだ言い難い。

#### 評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・4-601：教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・4-602：課程修了時に求められる学修成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・4-603：外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- \*2023年度外部評価結果への対応：②S-BASICの多様性理解・人権意識向上の教育
- ・4-604：自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

#### 評価の視点：4-601

教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等については、「淑徳大学自己点検・評価の指針」に定めるとともに学部・学科、研究科において「自己点検・評価報告書」に取りまとめ、活動状況に関する振り返りと共有を行ってきた（根拠資料【基本情報一覧】淑徳大学 自己点検・評価の指針（2024年度版）、2-1【ウェブ】）。教育課程の変更手続きについては、大学教育課程編成委員会が主管となり、「教育課程編成の申合せ」で定められている（根拠資料 2-7、2-8）。

2024（令和 6）年度には「教育の内部質保証図」を新規に策定し、教育活動の有効性の検証については「大学教育課程編成委員会」が実施するものとしている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】教育の内部質保証システム概念図）。この新体制において、三つの方針に照らした教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価結果の検証がなされる予定である。さらに 2025（令和 7）年度からは、教育課程の点検・変更の手続きをより明確にし、大学教育課程編成委員会が取組主体となって各学位プログラムの教育改善の支援を担うことを目指している。教育課程の点検・評価の手続きを整備し、点検シート等の対応をもって全学共通の視点に基づき、教育課程の点

検を毎年度実施、その結果、教育課程の変更が必要とされる場合には、大学教育課程編成委員会にて審議の上、迅速に変更申請を行う予定である。また、ディプロマポリシーとカリキュラム・ポリシーについても、大学教育課程編成委員会が点検を実施する予定である（根拠資料 2-11）。

#### 評価の視点：4-602

課程修了時に求められる学修成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報の活用等については、適切な情報に基づいて取り組んでいる。なお、BI ツールである Tableau を活用し、「学修ポートフォリオ」や「ディプロマサプリメント」の作成を検討しており、教育現場での活用についても検討中である（資料 4-48）。

各学部では、大学全体として取り組まれる各種調査（「学修行動等調査」、「卒業年次生内定率報告」等）の結果を教授会等で共有し、今後の教育活動の改善に繋げている（根拠資料 4-49、4-50、4-51）。

学科としての取り組みとして、社会福祉学科では、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験対策室での取り組み状況を教員間で共有している。教育福祉学科では、保育士・教職の保育・教職課程センターでの取り組み状況を教員間で共有している。実践心理学科では、就職状況を教員間で共有している。看護栄養学部では、資格試験や進路状況の追跡について、資格試験の取得状況や卒業生の就職先への卒後調査（就職先でのパフォーマンスに関するフィードバック）を活用し、これにより教育成果の実用的な側面を評価している（根拠資料 4-52、4-53）。

大学院総合福祉研究科の社会福祉学専攻では、前述のように「社会福祉学専攻 修士課程 修了認定・学位授与方針に照らした自己評価シート」を活用している。心理学専攻においても、「心理学専攻修士課程 修了認定・学位授与方針に照らした自己評価シート」を活用している。大学院看護学研究科でも、学修成果の測定や授業アンケート、学生生活に関するアンケート等の結果を使用しながら点検・評価を行っている。

#### 評価の視点：4-603（外②）

外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための取り組みとして、大学全体としては、第 2 章に述べているように 2016（平成 28）年度より外部評価を毎年度実施している。外部評価委員会で「本学の三つの方針に照らした取組（教育方法及び教育評価、入学者選抜、その他）」の適切性について、外部者による検証を受けており、教育活動の改善に繋げている（根拠資料 1-4、2-16）。2019（令和元）年度の外部評価委員会では、「経営学部の LA プログラム」について良い取組であるとの評価を受け、ホームページを通じた情報発信を行い本学の特色ある取組として発信するとともに、全学的な展開に発展させた（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、4-54）。2023（令和 5）年度全学共通基礎教育科目「S - BASIC」の科目として「チームワークとリーダーシップ」をカリキュラムに配置し、卒業要件必修科目として本学の学生全員が履修する科目として設置された。

2023（令和 5）年度の外部評価委員会では、S-BASIC や数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの現状について説明を行った。外部評価委員会課題②として、S-BASIC の多様性理解・人権意識向上についての指摘を受け、2023 年度には該当する開講科目はなかった。そのため、S-BASIC「自己管理と社会規範」（1 年前期）のコアシラバスの内容に盛り込むこととした。今後、社会情勢も考慮したうえでシラバス内容は継続的に見直しを進めていく（②）（根拠資料 1-4、1-5、1-6、4-

55)。

また、2022(令和4)年度より立ち上げた「学生参画スタッフ活動」では、2023(令和5)年度から全学共通基礎教育科目(S-BASIC)のカリキュラム評価について、高等教育研究開発センター基盤教育部門担当教員と連携の上、カリキュラムへの意見を提案する機会を設定している。今後、この取り組みを発展させ、大学評価の枠組みに学生の意見を取り入れる仕組みを検討していく予定である。

なお、看護学科においては、その専門性の高さから2022(令和4)年3月「一般財団法人日本看護学教育評価機構」の専門分野別評価を受審し、適合認定を受けており、看護学科の看護学教育プログラムの質的保証に繋げている(根拠資料4-56【ウェブ】、4-57【ウェブ】)。

このように、本学では外部の視点や学生の意見を取り入れ、教育課程の改善・向上に取り組んでいる。

#### 評価の視点:4-604

各学部には、「淑徳大学教育向上に関する規程」第6条第2項に基づき、「学部教育向上委員会」が置かれており、この委員会を主体として、自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上することに積極的に取り組んでいる(根拠資料【基本情報】淑徳大学学則、4-58)。一例として授業公開があり、年間を通じて、各教員が2回ずつの公開授業参観を実施している。その際に公開授業参観報告書の作成を求めているが、この報告書は授業参観した感想を漠然とまとめたものではなく、参観者による報告に加えて公開者のコメントが加筆される。結果として、参観者と公開者との双方向の交流の中で、教育方法の改善を図っている(根拠資料4-59、4-60)。

また、特徴的な取り組みとして、埼玉キャンパスでは、大学全体として遠隔授業なども実施できる体制の整備について、「多様なメディアを高度に利用した授業に関する規程」が令和6年度に新設されることに関連して、「遠隔授業の授業デザイン及び教育方法」という大学共通のテーマに基づいたFD研修会を開催し、教育方法の改善・向上に取り組んだ(根拠資料4-61)。

しかしながら、各学部単位での教育課程の点検・評価はなされてきたが、全学的な教育課程の点検が周期的に実施されてこなかったことが、自己点検・評価の結果、明らかとなった。そこで、2025年度以降は、大学教育課程編制委員会が教育の質向上を担う取組主体となって、全学的な教育課程の点検及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいく予定である(根拠資料2-8、2-11)。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

### ◆長所

大学及び各学位プログラムで三つの方針を策定し、ディプロマ・ポリシー(DP)やカリキュラム・ポリシー(CP)を明確にし、明示している。各科目のシラバスとディプロマ・ポリシーの関連性についてはシラバスチェックを実施している。また、授業形態及び授業方法は、教育研究上の目的や課程修了時に求める学修成果及び教育課程の編制・実施方針に応じたものとなっており、期待される効果が得られている。成績評価、単位認定及び学位授与についても客観的かつ厳格で、適切に行っている。学修成果を把握・評価する方法としては、学士カールブリックをはじめ、各種ループブリックを作成し活用している。

#### ◆問題点

アセスメントポリシー及びアセスメントプランについては、2013（平成 25）年に策定され、2018（平成 30）年度にはアセスメントプランの再構築に関するプロジェクトにおいて、アセスメント活動の現状が整理され、2024（令和 6）年度には一部学科での試行的な実施に至っているが、全学的なアセスメントプランの再構築、実施検証までには至っていない。今後は、アセスメント活動を全学的に推進していくことが必要である。また、カリキュラムについては、三つの方針に照らして、教育課程及びその内容、教育方法を定期的に点検していくことが必要であるが、これまで十分な点検等は行われてこなかった。この点については、学位プログラムといった全学的な教育プログラムの策定に向けた議論の中で、検討していく必要がある。

学修時間の確保については、授業アンケートや「学修行動調査報告書」を見る限りにおいては、教育方法や各種システムの成果が十分出ているとは言い難い。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

#### ◆改善・発展方策

2024（令和 6）年度の「アセスメントプランの再構築」に伴う一部学科での試行的な実施を受け、その結果を検証し、今後全学的な取り組みとして、アセスメント活動を全学的に推進していく予定である。また、「学修ポートフォリオ」や「ディプロマサプリメント」については現在一部学部において実施しており、今後全学での展開を想定している。その際、BI ツールの Tableau（タブロー）を活用することを検討している。第 2・10 章でも述べているように、これらのデータを活用し、学位プログラムの点検・評価を担うカリキュラムコーディネーターの育成や、IR 機能の充実化によって、データを活用し、議論を促進するような教学 IR 体制の整備が望まれる。

定期的なカリキュラム点検等については、今後、学位プログラムといった全学的な教育プログラムの策定に向け議論を重ね、教育活動の有効性を検証する大学委員会の役割・構成といった在り方の見直しを行っていく予定である。

#### ◆全体のまとめ

全般的には、教育改革に積極的に取り組んでいると言える。ただ、大学全体として俯瞰した場合、全学的な体制が整備されつつある半面、教育改革の取り組み内容や取り組みへの姿勢が様々であり、学部・キャンパスでの進捗状況が一律とは言い難い。SDやFDの実施方法やその内容を含め、取り組むべき課題の優先順位をつけることによって、着実な改革の歩みを続けたい。現在の教育課程や学修成果の達成度については、基本的な枠組みと方法が整備されているが、時代の変化に応じて、さらなる改善が求められている可能性がある。具体的には、教育課程の定期的な見直しや、評価基準の統一や透明性向上、教育方法の改善といった方向があろう。学生の学修成果を適切に把握し、その結果を教育改善に反映させることが、より良い教育環境の構築に繋がるだろう。現在、高等教育研究開発センターで議論を展開しているアセスメントの方法を理解しつつ、個々の学生に即した学修成果の把握の方法の検討が求められる。